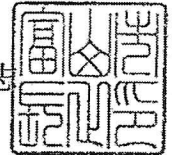


様式第5号（第12条関係）

契 第 36 号
平成26年10月8日

株式会社エステック
代表取締役 遊道 義憲 様

富山市長 森 雅 志



再苦情申立回答書

平成26年8月8日付で再苦情申立があった件について、富山市発注工事に係る苦情処理要領第12条の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 再苦情申立の対象とされた工事名
神通大橋上部工補修工事
- 2 不服のあった事項
苦情申立回答書による入札参加資格施工実績の不採用理由が、適切かつ客観的な評価がなされていない
- 3 2の主張の根拠とされた事項
申立書参照
- 4 回答
貴者から平成26年8月8日付けで提出のあった「再苦情申立書」について、富山市発注工事に係る苦情処理要領に基づき、富山市入札監視委員会に当該再苦情申立てに関する審議を依頼したところ、同委員会より別添意見書が提出されました。本市といたしましては、平成26年8月1日付契第30号の苦情申立回答書は妥当であるとの同委員会の判断を尊重し、再苦情の申立ては認めないことといたします。
なお、意見書において、検討を求められた事項については、今後、対応を行ってまいります。

平成26年9月26日

富山市長 森 雅志 様

富山市入札監視員会
委員長 古田 俊吉

富山市発注工事に係る再苦情の申立に関する審議の結果について（報告）

富山市発注工事に係る苦情処理要領第11条に基づき、平成26年8月8日付 契第36号で審議依頼がありました「神通大橋上部工補修工事」に係る再苦情の申立について審議を行った結果、下記のとおり判断しましたので報告します。

記

（意見）

再苦情申立人が同種工事として提出した施工実績の非認定理由については、技術的知見に基づいたものと考えられ、再苦情申立人が不服とするように「入札参加資格施工実績の不採用理由が、適切かつ客観的な評価がなされていない」とは言い難く、平成26年8月1日付契第30号 苦情申立回答書は、妥当であると判断する。

ただし、公告文における入札参加資格等入札条件の表示については、検討の余地が残ると考えられることを申し添えたい。

なお、判断にいたる審議概要について、別紙に記します。



(審議概要)

1 本件概要について

審議対象工事（以後、本案件という。）は、入札参加資格における同種工事の施工実績として、「官公庁等発注の橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補修又は補強工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること」を求めたものである。

第1順位の落札候補者であった再苦情申立人が提出した同種工事の実績調書には、「橋梁の耐震化を行う落橋防止設置工」が同種工事として記載されていたが、主桁部補強を伴うといえども落橋防止装置設置工事は橋梁の主要部材そのものを補修又は補強する工事とは認め難いと判断し、再苦情申立人の入札参加資格（同種工事の施工実績）を非認定としたうえで、次順位者の落札を決定した。

これに対し、再苦情申立人からは、「入札参加資格の確認方法が適切でない」、「入札参加資格無しとされた者へのその後の処置方法が適切でない」、「入札参加資格の施工実績の評価が適切でない」の3点について苦情が申し立てられ、市は「苦情申立回答書」のとおり、入札参加資格の確認方法、入札参加資格を有しないとした者への通知方法、及び施工実績を否認した根拠等について回答したが、「苦情申立回答書による入札参加資格施工実績の不採用理由が、適切かつ客観的な評価がなされていない」ことが不服であるとして、再苦情が申し立てられたものである。

2 審議にあたって

契約担当課（事務局）から、市の入札制度の概略と本案件の概要についての説明を受けた後、本案件の技術的特性を理解する上で必要と思われる、橋梁の構造や、橋梁工事に関わる基本的な用語の定義についての説明と、施工実績を非認定とした理由についての補足説明を設計担当課から受けた。

市側の説明を受ける中で、市と再苦情申立人との間で技術的見地と公告文の解釈についての相違点（入札参加資格に示す同種工事の捉え方の違い、市における入札制度に対する受取り方など）が存在し、それが解消されていないままであることが再苦情に至った理由として思量されたことから、両者の認識の相違を明らかにしながら、市の判断が適切であったかを検討することとした。

3 同種工事として捉える範囲の相違について

(1) 市の認識

市が入札参加資格として求めた施工実績には、同種工事の内容として「橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補修又は補強工事」との記載がある。設計担当課における認識としては、「桁等主要部材」として認められるのは、当該橋梁が架設された当初から存在する構造物（部材）であり、かつ、橋梁上部構造の主体を構成する部材に限定される

ものである。また、「補修」とは、橋梁に日常的に求められる能力（耐力）について、建設当初と同等の能力を持つ健全な状態に復元することを目的に、経年劣化に伴う損傷を手当てする行為を指すものであり、部材や構造物の耐荷力や耐久性について、設計当初の性能を上回るものに向上させる行為を「補強」とであると認識している。

つまり、同種工事として求めたのは、橋梁の性能として日常的に求められる耐力などについて、橋梁上部工の本体部分が設計通りの性能を発揮できるように施工した事例ということになり、求める工事の目的としては限定的なものと解される。

（２）再苦情申立人の認識

一方、再苦情申立人においては、「今回の入札参加資格は、具体的な工事内容の規定されていない（再苦情申立書 『3 2の主張の根拠となる事項』より）」「一般的な桁等の補修又は補強工事の実績を求める（苦情申立書 3-③より）」との記載から、補修、補強という語句が持つ広義の意味で工事内容を捉えていることが読み取れるが、このことが原因となり、桁本体に本来求められる耐荷力を確保する工事だけではなく、上部構造の付属物工に分類される落橋防止装置設置工事までもが「主桁部補強を伴う工事」であることを根拠に、本件の同種工事として解釈されるに至ったものと推測される。

また、「富山県が鋼橋の主構部に係る補修工事として評価された（中略）主桁部を補剛材にて補修・補強した主桁部補強を伴う落橋防止設置工の施工実績で申請しております（再苦情申立書 『3 2の主張の根拠となる事項』より）」との記載から、富山県が実績として認めた工事は富山市も同様に認めるべきとの主張があることがうかがえる。

これらのことから、再苦情申立人は、本案件の施工実績を満たす要件を、施工の目的の如何を問わず、施工箇所が桁等の主要部材に該当する鋼橋上部工の補修又は補強工事であればよいと解釈したものと推測される。

（３）再苦情申立人が同種工事の施工実績を誤認したまま応札した理由について

条件付き一般競争入札の入札期間には、設計図書に対する質問を受ける期間が設けてあり、設計に関する質問以外に公告の記載内容に関する疑問点にも入札書の受付締切日前に回答することとされており、過去の条件付き一般競争入札案件において、入札参加資格に関して回答した事例も存在する。

しかし、再苦情申立人は、同種工事の施工実績として提出を予定していた工事が、本案件公告の資格要件に該当するか否かの確認を市に対して行なわなかった。

このため、市が施工実績として求めた工事に該当する施工実績を有していたにも関わらず、市が求める施工実績の範囲外の工事を施工実績調書に記載し、提出したものである。

4 公告の表示の妥当性について

前述「3 同種工事として捉える範囲の相違について」のとおり、市と再苦情申立人との間には、本案件の同種工事として考える工事に明らかな違いが存在する。

市からは、「お互いの工事内容についての考え方が違うこと、国や県などが総合評価方式一般競争入札の場合に施工実績として認めている類似工事と同様の考え方でよいものと再苦情申立人が解釈していた可能性があること、などが認識の相違の理由であると推測しており、仮に、公告に表示している施工実績の理解に不安が生じた際には、添付している設計図書を参照するなり、直接、市に確認するなりといった手順を踏めば、同種工事についての的確な判断が可能である」との説明があった。

しかし、再苦情申立人と市との間での工事実績に関する認識の相違が生じ、それが解消されないまま入札に至るには、公告の表示に何らかの不備・不足があるのではとの懸念から、下記の検証を行った。

施工実績として認める範囲の設定は発注者の裁量に委ねられているが、個別の公告単位では、入札参加資格として同種、或いは類似工事としての実績を求めているのかの違いがあり、さらに、同種、或いは類似工事として認める工事の内容を定めた、発注者共通の明確な基準がないため、一般競争入札案件の応札者には、個々の入札案件に表示されている様々な入札条件を正確に解釈すること、及び慎重な態度が求められる。

富山市では、同種工事の実績を求める統一した運用としているが、本案件の公告においては、施工実績として求める工事の内容を正確に解釈するには、入札対象者が市と同様の技術的見地にあることが前提となる。しかし、どのような工事が同種として認められ、或いは認められないか、などの具体的な要件までは公告に明示されていないため、条件提示の仕方としては曖昧さが残り、このような表示は、応札者によって異なった解釈を生じさせる要因となった可能性がある。

また、契約担当課（事務局）からは、応札者の慎重かつ適切な入札を促すため、「要件を満たさない工事を書いた場合は、入札が無効となる」旨を注記した同種工事の施工実績調書の記載例を入札申請様式に添付し、注意喚起を図っているとの説明があったが、過去2年あまりの間に、入札参加資格を満たさない施工実績を提出したことを理由に入札無効となった複数の事例があったことから、記載例に注意を払わず経験則のみで入札を行う者や自身の解釈に疑いを持たないまま応札する者の存在が推測される。

以上のことから、公告の入札参加資格における施工実績の表示は、不適切とまでは言えないが、改善すべき点があることを認めるとともに、現状では入札参加有資格者の全てが、市の入札方式に即した適切な応札ができるまでには、市の入札制度が浸透していないことを確認したものである。

当委員会としては、入札参加資格の設定及びその表示については、できるだけ明確で理解しやすいことが望ましいという点で見解が一致しており、今後、市において、入札公告で施工実績として要求する工事内容について、よりわかりやすく表現される方向で

の検討がなされることと、市の入札制度に関する入札参加有資格者の理解を深めるべく、一層の周知を図られることを期待するものである。

5 施工実績の評価の妥当性について

市において、条件付き一般競争入札の落札者を決定するにあたっては、第1順位の落札候補者について、入札参加資格を確認することとなっている。本案件において、入札参加資格を確認するために提出を求めた書類は、「ア 入札参加申請書」、「イ 入札書（電子入札によるもの）」、「ウ 積算内訳書」、「エ 配置予定技術者調書」、「オ 同種工事の施工実績調書」の5種であり、公告に定めた施工実績を満たすか否かの判断は、「オ 同種工事の施工実績調書」に記載された内容により行うこととされている。

再苦情の申立がなされた不服のある事項は、「苦情申立回答書による入札参加資格施工実績の不採用理由が、適切かつ客観的な評価がなされていない」というものであり、その根拠として、「当社の施工実績が橋梁附属物工の落橋防止装置設置工事であり、富山市が求める補剛桁の欠損部分の補修工事に合致しないという理由であります。もしも、そのような理由であるならば、技術的および法律的な文章の観点からも当然のことながら、求める資格要件は橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補剛桁の欠損部分の補修又は補強が主な工事であるべきと思われまます。」との主張が記されている。

しかし、市が施工実績として求めている工事は、橋梁の性能として日常的に求められる耐力などについて、橋梁上部工の本体部分が設計通りの性能を発揮できることを目的として施工された事例であって、再苦情申立人が主張するところの「補剛桁の欠損部分の補修又は補強が主な工事」に限定しているものでないことは、前述の通りである。

同種として求めた工事の趣旨・内容については、再苦情の申立がされるまでの間に市が複数回に渡って説明したにも関わらず、未だ双方の認識は一致してはいないものの、本案件における同種工事についての市の考え方は、一貫した技術的知見に基づいたものであると当委員会は判断している。

以上のことから、再苦情申立人が提出した施工実績を非認定とした市の評価は不適切とは言えず、再苦情の申立は認め難いと判断するものである。

6 おわりに

本案件における苦情、再苦情の申し立ての背景には、不適切とまでは言えないながら、入札公告の表示に改善すべき点が見受けられたこと、及び入札参加有資格者の市の入札制度に対する理解不足があったと考えられる。

市には、「4 公告の表示の妥当性について」において述べたとおり、今後の入札・契約事務の執行に当たっては、より一層の公正、公平な運用が図られることを望むものである。